

平成22年度第2回 国土交通省東京航空局 入札監視委員会
審議概要

開催日及び場所	平成22年11月22日(月)霞が関合同庁舎第2号館共用会議室2A	
委員	委員長 浅野 正一郎(国立情報学研究所教授) 委員 廣渡 鉄(弁護士) 委員 高田 和幸(東京電機大学准教授)	
審議対象期間	平成22年4月1日～平成22年9月30日	
抽出案件	総件数 3件	
工事 建設コンサルタント業務等 役務及び物品等	一般競争	1件
	通常指名競争	1件
	公募随意契約	1件
各委員からの意見・質問、それに対する東京航空局の回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

審議概要

	回答
<p>1. 一般競争入札(建築工事業)</p> <p>「仙台空港管制塔新築工事」について</p>	
<p>○低入札調査対象はどこが対象か。</p>	<p>○入札結果の順位1～5の業者が対象になります。</p>
<p>○本工事は滑走路工事とどちらが難しいか。</p>	<p>○建築と土木で違いはありますが両工事とも難易度は同等です。</p>
<p>○コンクリート工事の施工管理について技術提案を求めているが耐震を考慮したためか。</p>	<p>○新築の為、耐震設計は行われています。今回の工事はコンクリート工事が大部分を占めており施工にあたってコンクリート打設後のひび割れを防ぐ等の考慮を技術提案で求めました。</p>
<p>○指名停止のあった業者は配点上不利になるのか。</p>	<p>○一概にそうとは言えません。</p>
<p>○総合評価点の結果に対して苦情の申し立てはありましたか。</p>	<p>○ありませんでした。</p>
<p>○契約締結後のVE提案はありましたか。</p>	<p>○ありませんでした。</p>
<p>○評価基準は公開されているのか。</p>	<p>○入札説明書等に含まれており公表しています。</p>
<p>○評価基準の文書注意と指名停止が同じ減点の配点になっているが、文書注意より指名停止の方が重いのではないか。</p>	<p>○文書注意を行うことは現場にて事故等が発生した為注意を行うものであり、指名停止と同等の扱いとしました。</p>

	回答
<p>2. 指名競争入札(その他の業種)</p> <p>「平成22年度航空保安無線施設電波障害シミュレーション」について</p>	
<p>○指名競争にしたのは何故ですか。</p> <p>○契約期間が長いのは何故ですか。</p> <p>○千歳と東京のシミュレーションを一緒に発注したのは何故ですか。</p> <p>○机上によるシミュレーション作業という点では、まとめて契約することは適当と思われる。</p>	<p>予定価格が500万円以下の場合、東京局の規定に基づき指名競争にすることができます。資格審査のための書類軽減及び事務手続きに要する期間短縮のため指名競争で実施しました。</p> <p>航空保安無線施設の周辺で行われる工事等の進捗に併せて、その都度シミュレーションを実施するためです。</p> <p>本シミュレーションは、現地調査を行い検討するものではなく、机上でシミュレーションを実施して検討するものであり、当該年の案件をまとめて発注することによって経費が安くなることを想定したためです。</p>

	回答
<p>3. 公募手続きを行った随意契約(役務)</p> <p>「東京国際空港航空灯火・電力監視制御装置改良」について</p>	
<p>○マルチベンダー方式を採用し、ライフサイクルに合わせて業者の変更が可能なシステムを構築するなどの方向性とは相容れない形態になっているが、その点の考え方は如何か。</p> <p>○装置のライフサイクルの前に発生したイベントに対しては、どうしても既存システムの改良が必要となる。D滑走路供用を見込んで、システム設計に予め盛り込んでおくと、これらを切り離して当初のシステムを構築したのでは、コストに差が出てこないか？</p> <p>○改修内容からすると、感覚的には知的財産権問題を有し製造者しか受注出来ない状況にあるものと思われる。そうすると課題は予定価格を如何に適正に算出するかであるが如何か。</p> <p>○公募の結果、随意契約となる案件では、予定価格算出にあたって、その妥当性、透明性の確保が重要と考える。中長期的にこれらの課題を検討していただきたい。</p>	<p>○電力監視等ではマルチベンダー方式を採用している分野が広がっていることは承知しているが、航空灯火分野では、システム仕様をマルチベンダー化できるほどシェアが大きくない。また航空灯火制御は、例えば管制官の機器操作に伴う特殊制御を要するなど、システム開発やシステム設計などメーカーの技術力に頼らざるを得ない部分があります。このような分野をマルチベンダー化するための職員のマンパワーの問題等すぐには解決できない課題もあるのが現状です。</p> <p>○あらかじめわかっているイベントは盛り込むことが可能であるが、今回の様に更新設計時に、これに必要な羽田D滑走路の具体計画が決定していなければ設計に見込むことは出来ず、都度改修が生じてしまうのは現状ではやむを得ない。</p> <p>○見積書の作業工数を査定し、見積単価と当局の制定単価を比較した安価な単価と掛け合わせ、項目毎の積み上げをして予定価格としている。作業工数の査定率が適正かは今後も調査検討していきたい。</p>